

公立学校共済組合静岡支部 短期給付に係る標準処理期間

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	15日 ～ 30日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	
資格喪失証明の発行	5日 ～ 10日
上記証の記載事項の訂正	15日 ～ 30日
上記証の亡失等による再交付	

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	15日 ～ 30日
被扶養者の取消	
被扶養者証の記載事項の訂正	
被扶養者証の亡失等による再交付	

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費及び家族療養費の支給	申請から確定まで、 15日～40日 さらに支給まで 30日	給付確定した月の 25日。ただし、 送金日が金融機 関の休業日とな るときは休業日 の翌日
移送費及び家族移送費の支給		
出産費・同附加金及び家族出産費・同附加金の支給		
埋葬料・同附加金及び家族埋葬料・同附加金の支給		
傷病手当金・同附加金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金及び家族弔慰金の支給		
災害見舞金の支給		
結婚手当金の支給		
訪問看護療養費・同附加金及び家族訪問看護療養 費・同附加金の給付		
高額療養費の支給		
入院時食事療養費の給付		
入院時生活療養費の給付		
一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の給付		
船員組合員の療養の給付		
船員組合員の一部負担金の額等の返還	35日～60日	毎月末
前納された任意継続掛金の還付		

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	15日～20日
標準負担額減額認定証の交付	
特定疾病受療証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	
支払未済の給付請求	40日～70日
第三者の行為による損害の賠償請求	6ヶ月～2年
レセプトの開示請求	30日～90日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

5 留意事項

標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
- ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間

6 施行日

平成18年12月1日